

宗教的輸血拒否に関するガイドライン 神戸医療センターの基本方針

- ①神戸医療センターでは、「輸血を拒否する患者に対しては無輸血での治療を原則とするが、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合は輸血を行う(相対的無輸血)方針」である。すなわち「絶対的無輸血の拒否」を基本方針とする。
- ②「宗教的理由による輸血拒否」は患者個人の権利としてあくまで尊重し、輸血以外の治療手段の提供に努力する。(相対的無輸血の了承)
- ③この方針が受け入れられない患者には転院を勧める。
- ④以上の立場から、患者本人や家族から提出された「輸血謝絶兼免責証明書」は受け取らない。また、輸血の実施に当たっては、通常通り「輸血療法に関する説明書」および「血漿分画製剤使用に関する説明書」に基づいて説明し、患者本人あるいは家族から可能な限り「輸血同意書(血漿分画製剤使用同意書)」への署名を求める。患者及び家族との話し合いや診療状況の記録は、全て患者診療録に記載する。
- ⑤当院で「宗教的理由による輸血拒否」患者の診療を行う場合、担当医師は「宗教的輸血拒否をする患者の治療方針報告書」(様式1)を作成し、院長に報告しなければならない。また、当該患者との間で問題が生じた場合は院長または当該科長と相談して対処する。
- ⑥上記の立場を公開する。ここで言う公開とは、病院入口への掲示、病院案内や入院案内への掲載、ホームページ上での公開などをいう。
- ⑦このガイドラインを遵守して行った医療行為が、その後民事訴訟・刑事訴追を受けることになっても、担当した医療者は神戸医療センターの保護を受けることができる。

宗教上の理由で輸血治療を拒否する患者への対応手順

1. 事例が発生したときまず行うこと

当該患者もしくはその関係者が、宗教上の理由により、輸血治療を拒否することが明らかになった時は、以下の点を確認する。

- ①誰が輸血治療を拒否しているかを明らかにする
本人、配偶者、両親、兄弟、親戚など判断に影響を与える可能性のある人について把握する。また患者自身が自己決定を行えない場合には、最終決定をする自己決定権代行者(代諾者)(注)が誰であるかを明らかにし、以後の対応は代諾者を中心に行う。
(注)自己決定権代行者(代諾者)は家族・親族の中で患者と日常的にコミュニケーションを行っている者であって、友人、知人、同僚などは自己決定権の代行を行う事はできない。
- ②拒否する輸血治療の内容を確認する
術中血液回収法、希釈式自己血輸血法(麻酔導入後に血液を採取し、必要に応じて術中・術後に血液を戻す)、自己血貯血法(あらかじめ自己の血液を採取し、保存しておく、術中に用いる)などの輸血法があり、また様々な血液製剤が存在するが、患者によってそれらのいずれを拒否するのかが異なる場合がある。したがって、具体的にどのような輸血治療を拒否するのかを把握する。

2. 「神戸医療センターの基本方針」の説明と同意

(1) 方針の説明

- ①輸血を行わずに治療することが困難と判断した場合には、その旨を患者に伝え、神戸医療センターの方針に沿った治療を開始・継続するかどうかは、患者の判断に任せる。この方針に同意できない場合は転院をすすめる。
- ②輸血療法なしの治療を行うと決定した場合には、輸血に代わる最善の治療を行う。ただし、輸血療法なしの治療を行う方針で治療を開始した場合でも、治療経過中に不測の事態が発生したため、輸血以外に患者の生命を救う手段がないと判断したときには、神戸医療センターでは輸血を行う方針であることをあらかじめ患者に伝える。

(2) 転院不可能な場合

- ①患者が緊急の治療を要し、かつ他の医療機関に移送する事ができない、または当センターでしか治療が技術的にできないなどの状況において、上記方針に患者の同

意が得られない場合は、当該患者の輸血拒否の意思表示を神戸医療センターの書式による文書「輸血拒否と免責に関する証明書」(様式2)により確認したうえで、院長、当該科長の判断で本人の意思に沿って輸血以外の治療を継続する「輸血なし治療」を行う。

(3)意識障害など自己決定能力(注)を欠いている場合

①患者本人の意思が明らかでなく自己決定能力を欠いている場合、輸血以外の方法では生命を救うことができないと医師が判断した場合は、輸血療法を行う。

②輸血なしに救命が困難な患者が、自己決定能力を欠いており、また転院が不可能な状況において、患者本人による明確な輸血拒否の意思表示書があり、かつ適切な患者の自己決定権代行者(代諾者)がいる場合には、その代諾者の意見を尊重する。(注)ここでいう「自己決定能力がある」とは、医療に対する適切な判断ができる状態を指す。

(4)記録

①いかなる場合でも、患者本人ならびにその関係者に対し、医師は十分な説明を行い必要な記録を保存する。

②患者が持参する「輸血謝絶兼免責証書」等の書類は原則として受け取らない。

3.自己決定能力のある場合の手順

3-1.

本人に自己決定能力のある場合、医師は患者の宗教上の信念を尊重して輸血に代わりうる方法によって治療を行う。輸血をしなければ生命に関わると医師が判断した場合には、輸血の必要性ならびに輸血しないことで起こりうる危険性について十分に説明し、納得を求める。それでもなお輸血を拒否する場合には、医師は輸血に代わりうる方法をもって、最大限の治療努力を行うが、まさに生命の危険が迫っている場合は、輸血を行うことを伝える。

3-1-1.

上記説明に納得し同意が得られた場合には、通常の「輸血同意書(血漿分画製剤使用同意書)」を作成し、輸血以外に患者の生命を救う手段が無いと判断したときには輸血を行う。

3-1-2.

上記説明に同意が得られない場合は、転院を勧める。

3-1-3.

上記説明に同意が得られず、かつ緊急の治療を要するなどの理由により、転院が不可能と医師が判断した場合には、文書(様式2)を作成し、「輸血なし治療」(注)を行う。(注)「輸血なし治療」とは「院長、当該科長の判断で本人の意思に沿って輸血以外の治療を継続する」ことをいう。

4.意識障害、知的能力障害などにより自己決定能力が欠けると判断された場合

4-1.

本人の輸血拒否の意思が判断能力を欠くに至る以前の文書で明らかな時は、本人の意思に従い、医師は輸血に代わりうる方法によって最大限の治療努力を行う。しかし、まさに生命の危険が迫っている場合には、輸血を行うことを伝え、治療の開始・継続についてはその時点で在院する自己決定権代行者(代諾者)の決定に従う。

4-1-1.

上記説明に代諾者の同意が得られた場合には、代諾者により通常の「輸血同意書(血漿分画製剤使用同意書)」を作成し、輸血以外に患者の生命を救う手段が無いと医師が判断した時には輸血を行う。

4-1-2.

上記説明に代諾者の同意が得られない場合は、転院を勧める。

4-1-3.

上記説明に代諾者の同意が得られず、かつ緊急の治療を要するなどの理由により、転院が不可能と医師が判断した場合には、代諾者の意思表示書を文書(様式2)により作成し、「輸血なし治療」を行う。

4-1-4.

代諾者が不在の場合は、本人の最終的意思が確認できないものとして、次項(4-2)に準じ対応する。なお、電話、ファックス、電子メールなどによる応答は代諾者の意思確認とはみなさない。

4-2.

本人が文書による明確な意思表示を行っていない時は、代諾者の希望にかかわらず、医師は輸血をせずに、これに代わりうる可能な限りの治療を行うが、他に方法がなく、輸血以外に生命を救うことができない時は輸血を行う。

(注)意識障害または知的能力障害のために判断・理解能力が損なわれていると判断する場合は、その判断の根拠を具体的に記載する。その際、主治医だけでなく、別の医師に独立に判断を求め、電子カルテに記録する。

5.未成年の場合

5-1.

本人が未成年(15歳以上18歳未満)でも本人に自己決定能力のある場合、宗教上の信念に沿って輸血に代わりうる方法によって治療を行う。輸血しなければ生命に関わると医師が判断した場合には、輸血の必要性ならびに輸血しないことで起こりうる危険性について十分に説明し、納得を求める。それでもなお輸血を拒否する場合には、輸血に代わりうる方法をもって、最大限の治療努力を行うが、まさに生命の危険が迫っている場合には、輸血を行うことを伝える。

5-1-1.

上記説明に納得し、同意が得られた場合には、「輸血同意書(血漿分画製剤使用同意書)」を作成し、輸血以外に患者の生命を救う手段が無いと医師が判断したときには輸血を行う。

5-1-2.

上記説明に同意が得られない場合で、いずれかの親権者が輸血を希望する場合は、親権者より「輸血同意書(血漿分画製剤使用同意書)」を得て輸血する。

5-1-3.

上記説明に同意が得られない場合で、親権者も輸血を希望しない場合は、転院を勧める。

5-1-4.

上記説明に同意が得られず、かつ緊急の治療を要するなどの理由により、転院が不可能と医師が判断した場合には、文書(様式2)を作成し、「輸血なし治療」を行う。

5-2.

患者が未成年(15歳以上18歳未満)で、状況の理解や判断能力が十分でない時は、輸血に代わりうる方法によって最大限の治療努力を行う。しかし、まさに生命の危険が迫っている場合には、輸血を行うことを伝え、治療の開始・継続についてはその時点で親権者に意志を確認する。

5-2-1.

いずれかの親権者が輸血を希望する場合は、親権者より「輸血同意書(血漿分画製剤使用同意書)」を得て輸血を行う。

5-2-2.

親権者が輸血を希望しない場合は、転院を勧める。

5-2-3.

親権者が輸血を希望しない場合で、かつ緊急の治療を要するなどの理由により、転院が不可能と医師が判断した場合には、医師の判断で輸血が必要な場合には輸血を行う(輸血正当)。

5-2-4.

親権者が輸血を希望しない場合で、親権者によりむしろ治療行為が阻害される状況においては、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、合わせて親権者の職務停止処分を受け、親権代行者を立てて輸血を行う。

(注)未成年者で判断・理解能力が十分でないとは判断する場合は、その判断の根拠を具体的に記載する。その際、主治医だけでなく、別の医師に独立に判断を求め、電子カルテに記録する。

5 - 3.

患者が15歳未満の未成年の場合は、輸血に代わりうる方法によって最大限の治療努力を行う。しかし、まさに生命の危険が迫っている場合には、輸血を行うことを伝え、治療の開始・継続についてはその時点で親権者に意志を確認する。

5 - 3 - 1.

いずれかの親権者が輸血を希望する場合は、親権者より「輸血同意書(血漿分画製剤使用同意書)」を得て輸血を行う。

5 - 3 - 2.

親権者が輸血を希望しない場合でも、医師の判断で輸血が必要な場合には輸血を行う(輸血正当)。

5 - 3 - 3.

親権者が輸血を希望しない場合で、親権者によりむしろ治療行為が阻害される状況においては、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、合わせて親権者の職務停止処分を受け、親権代行者を立てて輸血を行う。

6.その他

文書(様式2)は、1通を正本として神戸医療センターが保管し、コピーは患者側が保管するものとする。

(様式1)

宗教的輸血拒否をする患者の治療方針報告書

国立病院機構神戸医療センター院長殿

患者 殿(ID)の現時点での治療方針について報告します。

病名:

治療方針の選択:

年 月 日

科 担当医

科長

(様式2)

輸血拒否と免責に関する証明書

国立病院機構神戸医療センター院長殿

私は、私の健康と適切な治療のため、以下の種類の血液製剤を輸血する可能性や必要性があることについて担当医()より説明を受けました。

投与される可能性がある血液製剤の種類(○で囲む)

全血、赤血球、白血球、血小板、血漿、
自己血(術前貯血式、術中希釈式、術中回収式、術後回収式)、
血漿分画製剤(アルブミン、免疫グロブリン、凝固因子製剤)、
(その他)

しかしながら、私は、信仰上の理由に基づき、私の生命や健康にどのような危険性や不利益が生じても、輸血を使用しないよう依頼いたします。

私は、輸血を拒んだことによって生じるいかなる事態に対しても、担当医を含む関係医療従事者及び神戸医療センターに対して、一切責任を問いません。

なお、私が拒む輸血には(○で囲む)

全血、赤血球、白血球、血小板、血漿、
自己血(術前貯血式、術中希釈式、術中回収式、術後回収式)、
血漿分画製剤(アルブミン、免疫グロブリン、凝固因子製剤)、
(その他)があります。

輸液や血漿増量剤による処置は差し支えありません。

年 月 日

本人氏名(署名)

代理人氏名(署名)

患者との続柄